

つくばみらい市

つくばみらい市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 3 月 27 日

つくばみらい市長

（手印）

つくばみらい市条例第 10 号

つくばみらい市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

つくばみらい市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年つくばみらい市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「地域包括支援センター」を「法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）」に改める。

第 5 条中「が 35 を超えて 35」を「（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第 115 条の 23 第 3 項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第 16 条第 30 号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が 44 を超えて 44」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和 34 年 1 月 1 日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における同項に規定する員数の基準は、1 に、利用者の数が 49 を超えて 49 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上とする。

第 6 条第 3 項第 2 号中「同一敷地内にある」を削る。

第 7 条第 2 項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第 7 項本文中「第 5 項」を「第 6 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条中第 3 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通

所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第14号中「若しくは歯科医師」を「等」に改め、同条第15号を次のように改める。

（15） 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

（ア） テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

（イ） サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

第16条第30号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同条に次の2号を加える。

（32） 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

（33） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 第16条第33号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第24条第3項中「掲載しなければならない。」とあるのは「掲載するよう努めなければならない。」とする。